

「内部統制システムに係る監査の実施基準」改定案（公開草案）

平成 22 年 12 月 10 日
社団法人 日本監査役協会

「内部統制システムに係る監査の実施基準」（平成 21 年 7 月 9 日改正）を次のとおり改定する。

（注）修正箇所については、太下線を付して表示している。

改正案	現行条文	備考
<p style="text-align: center;">内部統制システムに係る監査の実施基準</p> <p style="text-align: center;">社団法人 日本監査役協会 平成 19 年 4 月 5 日 制定 平成 21 年 7 月 9 日 改正 <u>平成 23 年 2 月 ● 日 最終改正</u></p> <p><u>内部統制システムに係る監査の実施基準の改定について</u></p> <p style="text-align: center;"><u>社団法人 日本監査役協会</u> <u>平成 23 年 2 月 ● 日</u></p> <p><u>I 経緯</u></p> <p><u>監査役を取り巻く各種の環境変化に対応するべく、平成●年●月●日に「監査役監査基準」が改定された。本実施基準についても見直しを行い、所要の改定を行うこととした。</u></p> <p><u>II 改定の趣旨</u></p> <p><u>改定の趣旨及び主な内容は以下のとおりである。</u></p> <p><u>1. 平成 22 年 4 月に当協会が公表した「有識者懇談会の答申に対する最終報告書」において、内部統制システムの構築運用の状況に関する十分な開示についてのベストプラクティスが提言された。そこで、内部統制システムに係る事業報告の記載に関する監査役監査に関する規定を置いた（第 5</u></p>	<p style="text-align: center;">内部統制システムに係る監査の実施基準</p> <p style="text-align: center;">社団法人 日本監査役協会 平成 19 年 4 月 5 日 制定 平成 21 年 7 月 9 日 改正</p>	

条第3項)。

2. 内部統制システムの監査役監査において、監査役が監査役監査報告において指摘すべきほどの重大な不備、すなわち内部統制システムの構築運用の状況において取締役の善管注意義務に違反する重大な事実があると認められる不備を、本基準では従前から「重大な欠陥」と定義している。後記3のとおり、今回の改定に当たって金融商品取引法上の財務報告内部統制報告制度の用語に従い「重要な欠陥」という用語も現れることから(第13条第3項第6号・第5項など。ただし、「重要な欠陥」という用語については、現在、企業会計審議会内部統制部会において用語の変更が検討されているようである)、第2条において「重大な欠陥」の定義規定を置いた(第2条第1項第17号)。

3. 財務報告内部統制に関する監査役監査について規定を見直した(第13条)。

本実施基準制定時は、金融商品取引法における「財務報告に係る内部統制の評価及び監査」の制度の導入時であり、制度自体は施行されていなかったことから、以後必要に応じてさらに検討を進めることが要請されていた。そこで、財務報告内部統制制度の施行後数年を経た本改定において、財務報告内部統制体制の実際の適用実績を踏まえて、監査役として果たすことが望ましいと考えられる役割を示した。

(1) 内部統制システムに対する監査役監査は、内部統制システムが会社に著しい損害を及ぼすおそれのあるリスクに対応しているのか否かの監査である。そこで本基準では、体制ごとに、いかなるリスクが重大なのか(第8条乃至第12条の各1項)及び当該重大リスクに内部統制システムがプロセスとして有効に機能しているか否かを判断するに当たってのチェックポイントの例(第8条乃至第12条の各2項)を規定している。財務報告内部統制についても、第13条において同様に、従前から、いかなるリスクが重大なのかに関する第1項と当該重大リスクに内部統制システムがプロセスとして有効に機能しているか否かを判断するに当たってのチェックポイントの第2項とを置いている。

ただし、上場会社の財務報告内部統制については、他の内部統制システ

ムとは異なり、金融商品取引法が規定するところに従い、財務担当取締役等による有効性評価と外部監査人による監査が行われ開示されることとなっている。

そこで監査役は、会社法の規定に則って内部統制システムに対する監査を行う者として、こうした評価結果と監査結果が存在していることに適正に依拠して、会社法上の監査を行い必要な監査意見を述べるのが適切であると考えられる。その旨を、財務報告内部統制に係る監査役監査の方法として、規定を置くこととした（第13条第3項）。

(2) 第13条第3項の監査の方法では、財務報告内部統制の現在までの実際の状況等を踏まえ、財務報告内部統制の評価に係る主要段階において財務担当取締役等に対して取締役会等に内部統制の評価の状況や監査の状況の報告を求める旨などを規定した。また、過剰な文書化・証拠化、重複したコントロールの有無など過剰対応への言及も置いた。

(3) 第13条第2項第3号イ以下に列挙される項目について、これらの各項目を監査役が自らチェックしないといけないのかという誤解を指摘する声があった。本基準はあくまで内部統制システムの実効性に関する監査役監査基準であるところ、各項目が会計監査上の重要項目の例示であることから生じた誤解であると考えられる。そこで趣旨を明確にするため、これらの項目について内部統制システムの監査役監査の観点から重要なのは、これらの事項を適切に判断・対応できる体制が構築運用されているか否かである旨を確認的に明記した。そのうえで第13条第3項第1号において、第13条第2項第3号イ以下に列挙される項目については、財務担当取締役等及び財務報告内部統制監査人から財務報告内部統制の評価に関する報告を受ける際に確認することを、内部統制システムの監査役監査の方法として明記した。

(4) 財務報告内部統制に関する監査役監査意見について確認的に規定した（第13条第4項・第5項）。

監査役に対外的開示が求められる監査意見はあくまで会社法上の監査意見であり、①当該内部統制システムの構築運用の状況において取締役の善管注意義務に違反する重大な事実があると認められる不備（すなわち

「重大な欠陥」があるか否か、②当該不備の状況を踏まえた会計監査人が行う会計監査の方法又は結果の相当性についてである。財務報告内部統制制度において仮に「重要な欠陥」の存在が判明したとしても、直ちに監査役の会社法上の監査報告への記載が求められるものではない（第13条第4項）。

また、会社法の監査役監査報告と金融商品取引法の内部統制報告書及び内部統制監査報告書の作成・提出の順序が時期的に前後するいわゆる「時期ずれ」も、上記の会社法上監査役が求められている職責に則って（かつ会社法上求められている職責の範囲内で）対処することになる（第13条第5項）。

4. 法令等遵守体制に関連して、社内倫理規定への言及を置くとともに、反社会的勢力への対応方針の有無をチェックポイントの例として追加した（第8条第2項第3号）。

5. 企業集団内部統制に関連して、グループ内部通報システムなど子会社に関する状況が会社において把握されるシステムの構築運用を、チェックポイントの例として加えた（第12条第2項第4号）。

内部統制システムに係る監査の実施基準の改定について

社団法人 日本監査役協会
平成 21 年 7 月 9 日

(中略)

内部統制システムに係る監査の実施基準の制定について

社団法人 日本監査役協会
平成 19 年 4 月 5 日

(中略)

内部統制システムに係る監査の実施基準の改定について

社団法人 日本監査役協会
平成 21 年 7 月 9 日

(中略)

内部統制システムに係る監査の実施基準の制定について

社団法人 日本監査役協会
平成 19 年 4 月 5 日

(中略)

内部統制システムに係る監査の実施基準

第1章 本実施基準の目的等

(目的)

第1条

本実施基準は、監査役監査基準（昭和50年3月25日制定。平成23年2月●日最終改正）第21条第8項に基づき、監査役が会社の内部統制システムに関して行う監査（以下「内部統制システム監査」という）にあたっての基準及び行動の指針を定めるものである。

(内部統制システムの定義等)

第2条

1. 本実施基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - 一 内部統制システム 監査役監査基準第21条第1項各号に定める体制をいう。
 - 二 法令等遵守体制 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制をいう。
 - 三 損失危険管理体制 損失の危険の管理に関する規程その他の体制をいう。
 - 四 情報保存管理体制 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制をいう。
 - 五 効率性確保体制 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制をいう。
 - 六 企業集団内部統制 会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制をいう。
 - 七 財務報告内部統制 会社及びその属する企業集団に係る財務報告の適正性を確保するための体制をいう。
 - 八 財務担当取締役 財務報告を所管する取締役をいう。

内部統制システムに係る監査の実施基準

第1章 本実施基準の目的等

(目的)

第1条

本実施基準は、監査役監査基準（昭和50年3月25日制定。平成21年7月9日最終改正）第21条第7項に基づき、監査役が会社の内部統制システムに関して行う監査（以下「内部統制システム監査」という）にあたっての基準及び行動の指針を定めるものである。

(内部統制システムの定義等)

第2条

1. 本実施基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - 一 内部統制システム 監査役監査基準第21条第1項各号に定める体制をいう。
 - 二 法令等遵守体制 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制をいう。
 - 三 損失危険管理体制 損失の危険の管理に関する規程その他の体制をいう。
 - 四 情報保存管理体制 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制をいう。
 - 五 効率性確保体制 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制をいう。
 - 六 企業集団内部統制 会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制をいう。
 - 七 財務報告内部統制 会社及びその属する企業集団に係る財務報告の適正性を確保するために必要な体制をいう。
 - 八 財務担当取締役 財務報告を所管する代表取締役又は業務執行取締役をいう。

表現の見直しを行うもの。
第13条第1項第1号において、代表取締役を「財務担当

<p>九 監査役監査の実効性確保体制 監査役監査基準第 14 条に定める体制をいう。</p> <p>十 監査役報告体制 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制をいう。</p> <p>十一 内部監査部門等 監査役監査基準第 34 条第 1 項に定める内部監査部門等をいう。</p> <p>十二 補助使用人 監査役監査基準第 14 条第 2 項第 1 号に定める補助使用人をいう。</p> <p>十三 内部統制部門 監査役監査基準第 34 条第 3 項に定める内部統制部門をいう。</p> <p><u>十四 内部統制決議 会社法第 362 条第 4 項第 6 号並びに会社法施行規則第 100 条第 1 項及び第 3 項に基づき行われる内部統制システムに係る取締役会決議をいう。</u></p> <p><u>十五 会議等 第 6 条第 3 項に定める会議等をいう。</u></p> <p><u>十六 代表取締役等 第 6 条第 3 項に定める代表取締役等をいう。</u></p> <p><u>十七 重大な欠陥 内部統制システムの構築運用の状況において取締役の善管注意義務に違反する重大な事実があると認められる内部統制の不備をいう。</u></p> <p>2. 本実施基準における「章」、「条」の記載は、特段の言及がない限り、本実施基準における章及び条を意味する。</p> <p>第 2 章 内部統制システム監査の基本方針及び方法等 (内部統制システム監査の対象)</p> <p>第 3 条</p> <p>監査役は、取締役の職務の執行に関する監査の一環として、内部統制システムに係る以下の事項について監査を行う。</p> <p>一 <u>内部統制決議</u>の内容が相当でないと認める事由の有無</p> <p>二 <u>事業報告に記載された内部統制決議の概要等の記載が適切でないと認める事由の有無</u></p>	<p>九 監査役監査の実効性確保体制 監査役監査基準第 14 条に定める体制をいう。</p> <p>十 監査役報告体制 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制をいう。</p> <p>十一 内部監査部門等 監査役監査基準第 32 条第 1 項に定める内部監査部門等をいう。</p> <p>十二 補助使用人 監査役監査基準第 14 条第 2 項第 1 号に定める補助使用人をいう。</p> <p>十三 内部統制部門 監査役監査基準第 32 条第 3 項に定める内部統制部門をいう。</p> <p>(新設)</p> <p><u>十四 会議等 第 6 条第 3 項に定める会議等をいう。</u></p> <p><u>十五 代表取締役等 第 6 条第 3 項に定める代表取締役等をいう。</u></p> <p>(新設)</p> <p>2. 本実施基準における「章」、「条」の記載は、特段の言及がない限り、本実施基準における章及び条を意味する。</p> <p>第 2 章 内部統制システム監査の基本方針及び方法等 (内部統制システム監査の対象)</p> <p>第 3 条</p> <p>監査役は、取締役の職務の執行に関する監査の一環として、内部統制システムに係る以下の事項について監査を行う。</p> <p>一 <u>内部統制システムに係る取締役会決議</u>の内容が相当でないと認める事由の有無</p> <p>(新設)</p>	<p>取締役」とは別扱いにしたことに対応したものの。</p> <p>新たに定義規定を設けたものの。</p> <p>新たに定義規定を設けたもの(前文Ⅱ. 2参照)。</p> <p>内部統制決議の概要の開示の適切性に関する監査に対応したものの。</p>
---	--	--

<p>三 取締役が行う内部統制システムの<u>構築運用</u>の状況における不備の有無</p> <p>(内部統制システム監査の基本方針)</p> <p>第4条</p> <p>1. 監査役は、内部統制システムが適正に<u>構築運用</u>されていることが良質な企業統治体制の確立のために必要不可欠であることを認識し、自らの責務として<u>内部統制決議</u>の内容及び内部統制システムの<u>構築運用</u>の状況を監視し検証する。</p> <p>2. 監査役は、内部統制システムの重要性に対する代表取締役その他の取締役の認識及び<u>構築運用</u>に向けた取組みの状況及び取締役会の監督の状況(必要な事項の取締役会への報告状況を含む)など、会社の統制環境を監査上の重要な着眼点として内部統制システム監査を行う。</p> <p>3. 監査役は、内部統制システムが、会社及びその属する企業集団に想定されるリスクのうち、会社に著しい損害を及ぼすおそれのあるリスクに対応しているか否かに重点を置いて、内部統制システム監査を行う。内部統制システムがかかるリスクに対応していないと認めた場合には、監査役は、内部統制システムの不備として、代表取締役等、内部監査部門等又は内部統制部門に対して適時に指摘を行い、必要に応じ代表取締役等又は取締役会に対して助言、勧告その他の適切な措置を講じる。</p> <p>4. 監査役は、内部統制の実践に向けた規程類及び組織体制、情報の把握及び<u>伝達</u>の体制、モニタリング体制など内部統制システムの構成要素が、前項のリスクに対応するプロセスとして有効に機能しているか否かについて、監視し検証する。</p> <p>5. 監査役は、取締役会及び代表取締役等が適正な意思決定過程その他の適</p>	<p>二 取締役が行う内部統制システムの<u>構築及び運用</u>(以下あわせて「整備」という)の状況における不備の有無</p> <p>(内部統制システム監査の基本方針)</p> <p>第4条</p> <p>1. 監査役は、内部統制システムが適正に<u>整備</u>されていることが良質な企業統治体制の確立のために必要不可欠であることを認識し、自らの責務として<u>内部統制システムに係る取締役会決議</u>の内容及び内部統制システムの<u>整備状況</u>を監視し検証する。</p> <p>2. 監査役は、内部統制システムの重要性に対する代表取締役その他の取締役の認識及び<u>整備</u>に向けた取組みの状況並びに取締役会の監督の状況など、会社の統制環境を監査上の重要な着眼点として内部統制システム監査を行う。</p> <p>3. 監査役は、内部統制システムが、会社及びその属する企業集団に想定されるリスクのうち、会社に著しい損害を及ぼすおそれのあるリスクに対応しているか否かに重点を置いて、内部統制システム監査を行う。内部統制システムがかかるリスクに対応していないと認めた場合には、監査役は、内部統制システムの不備として、代表取締役等、内部監査部門等又は内部統制部門に対して適時に指摘を行い、必要に応じ代表取締役等又は取締役会に対して助言、勧告その他の適切な措置を講じる。</p> <p>4. 監査役は、内部統制の実践に向けた規程類及び組織体制、情報の把握・<u>伝達</u>体制、モニタリング体制など内部統制システムの構成要素が、前項のリスクに対応するプロセスとして有効に機能しているか否かについて、監視し検証する。</p> <p>5. 監査役は、取締役会及び代表取締役等が適正な意思決定過程その他の適</p>	<p>内部統制システムに関して、「整備」という用語は、実業界では運用を含まない構築と同義で使われることもあるという状況に配慮して、「構築運用」と表現することにした(「監査役監査基準」前文Ⅱ.7参照)。</p>
--	---	--

切な手続を経て内部統制システムの構築運用を行っているか否かについて、監視し検証する。

(内部統制決議および事業報告に関する監査)

第5条

1. 監査役は、内部統制決議について、以下の観点から監視し検証する。

- 一 内部統制決議の内容が、会社法第362条第4項第6号並びに会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める事項を網羅しているか。
- 二 会社に著しい損害を及ぼすおそれのあるリスクに対応した内部統制システムのあり方について、決議がなされているか。
- 三 内部統制決議の内容について、必要な見直しが適時かつ適切に行われているか。
- 四 監査役が内部統制決議に関して助言又は勧告した指摘(第5章に定める監査役監査の実効性確保体制に関する指摘を含む)の内容が、取締役会決議において適切に反映されているか。反映されていない場合には正当な理由があるか。

2. 監査役は、各事業年度における内部統制システムの構築運用の状況について、内部統制決議に定められた基本方針に適切に構築運用されているか、当該基本方針に見直すべき点がないかなどについて代表取締役等に対して評価を求め、説明を受ける。また内部統制決議の内容の見直し等の要否を検討するため必要がある場合、監査役は、代表取締役等に対して、当該評価内容を取締役会において報告するよう求める。

3. 監査役は、内部統制決議の内容の概要が、事業報告において正確かつ適切に記載されているかを検証する。また、以下のいずれかに該当する場合、監査役は、当該事業年度における内部統制システムの構築運用状況が事業報告に適切に記載されているかを検証する。

- 一 重大な企業不祥事等が生じ、再発防止策のあり方を含め内部統制システムについて改善が求められている場合

切な手続を経て内部統制システムの整備を行っているか否かについて、監視し検証する。

(内部統制システムに係る取締役会決議に関する監査)

第5条

1. 監査役は、内部統制システムに係る取締役会決議について、以下の観点から監視し検証する。

- 一 当該取締役会決議の内容が、会社法第362条第4項第6号並びに会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める事項を網羅しているか。
- 二 取締役会において、会社に著しい損害を及ぼすおそれのあるリスクに対応した内部統制システムのあり方について、適切に議論がなされたうえで、内部統制システムの整備に係る決議がなされているか。
- 三 当該取締役会決議の内容について、必要な見直しが適時かつ適切に行われているか。
- 四 監査役が内部統制システムに係る取締役会決議に関して助言又は勧告した指摘(第5章に定める監査役監査の実効性確保体制に関する指摘を含む)の内容が、取締役会決議において適切に反映されているか。反映されていない場合には正当な理由があるか。

(新設)

2. 監査役は、当該取締役会決議の内容の概要が、事業報告において正確かつ適切に記載されているかを検証する。

当協会「有識者懇談会の答申に対する最終報告書」(平成22年4月8日)(以下「最終報告書」という)における内部統制システムに関する監査役監査のベストプラクティスに対応したもの(前文Ⅱ.1参照)。(3項、4項も同様)

二 前項の場合の他、事業の経過及び成果、対処すべき課題又は会社の現況に関する重要な事項として記載することが相当であると認められる場合

4. 監査役は、内部統制決議の内容に不備があると認める場合には、必要に応じ監査役会における審議を経て、第7条第3項に従い、取締役会に対して助言、勧告を行う。助言又は勧告等にもかかわらず、取締役会が正当な理由なく適切に対処せず、かつその結果、内部統制決議の内容が相当でないと認める場合には、監査役は、必要に応じ監査役会における審議を経て、監査報告においてその旨を指摘するものとする。内部統制システムに関する事業報告の記載内容が著しく不適切又は不十分と認める場合も同様に対応するものとする。

(内部統制システムの構築運用の状況に関する監査)

第6条

1. 監査役は、第3章各条に定める内部統制システムの各体制（以下本条及び次条において「各体制」という）について、本条に定める監査活動その他日常的な監査活動を通じて、第3章各条第1項に掲げる重大なリスクに対応しているか否かを監視し検証する。なお、財務報告内部統制については第4章に定めるところに従い、監査役監査の実効性確保体制については第5章に定めるところに従い、監査役は監査を行い適切な措置を講じる。
2. 監査役は、各事業年度の内部統制システム監査の開始にあたり、当該時点における内部統制決議の内容及び内部統制システムの構築運用の状況を把握し、内部統制システム監査の計画を策定する。事業年度中に内部統制決議の内容に修正があった場合には、それに応じて監査計画等の必要な見直しを行う。
3. 監査役は、取締役会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会その他関連する会議又は委員会等（以下「会議等」という）への出席及び代表取締役を含む業務執行取締役（以下「代表取締役等」という）との定期的会合等を通じて、各体制の構築運用の状況とそれに対する取締役（社外取締役を含む）の認識について把握し、必要に応じ各体制の構築運用の状況

3. 監査役は、内部統制システムに係る取締役会決議の内容に不備があると認める場合には、必要に応じ監査役会における審議を経て、取締役会に対して助言、勧告その他の適切な措置を講じる。助言又は勧告等にもかかわらず、取締役会が正当な理由なく適切に対処せず、かつその結果、内部統制システムに係る取締役会決議の内容が相当でないと認める場合には、監査役は、必要に応じ監査役会における審議を経て、監査報告においてその旨を指摘するものとする。

(内部統制システムの整備状況に関する監査の方法)

第6条

1. 監査役は、第3章各条に定める内部統制システムの各体制（以下本条及び次条において「各体制」という）について、本条に定める監査活動その他日常的な監査活動を通じて、第3章各条第1項に掲げる重大なリスクに対応しているか否かを監視し検証する。なお、財務報告内部統制については第4章に定めるところに従い、監査役監査の実効性確保体制については第5章に定めるところに従い、監査役は監査を行い適切な措置を講じる。
2. 監査役は、各事業年度の内部統制システム監査の開始にあたり、当該時点における内部統制システムに係る取締役会決議の内容及びその整備状況を把握し、内部統制システム監査の計画を策定する。事業年度中に取締役会決議の内容に修正があった場合には、それに応じて監査計画等の必要な見直しを行う。
3. 監査役は、取締役会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会その他関連する会議又は委員会等（以下「会議等」という）への出席及び代表取締役を含む業務執行取締役（以下「代表取締役等」という）との定期的会合等を通じて、各体制の整備状況とそれに対する取締役（社外取締役を含む）の認識について把握し、必要に応じ各体制の整備状況等について代

<p>等について代表取締役等に対して報告を求める。</p> <p>4. 監査役は、内部監査部門等に対して、内部監査計画その他モニタリングの実践計画及びその実施状況について適時かつ適切な報告を求める。監査役は、内部監査部門等から各体制における重大なリスクへの対応状況その他各体制の<u>構築運用</u>の状況に関する事項について定期的に報告を受け、必要に応じ内部監査部門等が行う調査等への監査役もしくは補助使用人の立会い・同席を求め、又は内部監査部門等に対して追加調査等とその結果の監査役への報告を求める。</p> <p>5. 監査役は、前項に定める内部監査部門等との関係を通じて、内部監査部門等が各体制の<u>構築運用</u>の状況を継続的に検討・評価し、それを踏まえて代表取締役等が必要な改善を施しているか否かなど、内部統制システムのモニタリング機能の実効性について、監視し検証する。</p> <p>6. 監査役は、第4項に定める内部監査部門等との関係のほか、内部統制部門に対して、各体制の<u>構築運用</u>の状況及び各体制の実効性に影響を及ぼす重要な事象について、それに対する対応状況を含め定期的かつ随時に報告を受け、必要に応じて説明を求める。</p> <p>7. 監査役は、会計監査人との定期的会合等を通じて、内部統制システムの<u>構築運用</u>の状況に関する会計監査人の意見等について把握し、必要に応じて報告を求める。</p> <p>(内部統制システムの不備への対応等)</p> <p>第7条</p> <p>1. 監査役は、内部統制システムの監査において実施した<u>監査の方法</u>の内容、<u>構築運用</u>の状況に関する<u>監査結果</u>、発見した不備、助言又は勧告を要すると判断した論拠及び<u>結果</u>等について、監査役会に報告するものとする。</p> <p>2. 監査役会は、前項の各監査役からの報告を受けてその内容を検討し、代表取締役等又は取締役会に対して助言又は勧告すべき事項の<u>有無及びその内容を審議</u>する。</p> <p>3. <u>前項の審議を踏まえ助言又は勧告すべき事項を監査役会で決定した場合</u>、監査役は、代表取締役等又は取締役会に対して、内部統制システムの</p>	<p>表取締役等に対して報告を求める。</p> <p>4. 監査役は、内部監査部門等に対して、内部監査計画その他モニタリングの実践計画及びその実施状況について適時かつ適切な報告を求める。監査役は、内部監査部門等から各体制における重大なリスクへの対応状況その他各体制の<u>整備</u>状況に関する事項について定期的に報告を受け、必要に応じ内部監査部門等が行う調査等への監査役もしくは補助使用人の立会い・同席を求め、又は内部監査部門等に対して追加調査等とその結果の監査役への報告を求める。</p> <p>5. 監査役は、前項に定める内部監査部門等との関係を通じて、内部監査部門等が各体制の<u>整備</u>状況を継続的に検討・評価し、それを踏まえて代表取締役等が必要な改善を施しているか否かなど、内部統制システムのモニタリング機能の実効性について、監視し検証する。</p> <p>6. 監査役は、第4項に定める内部監査部門等との関係のほか、内部統制部門に対して、各体制の<u>整備</u>状況及び各体制の実効性に影響を及ぼす重要な事象について、それに対する対応状況を含め定期的かつ随時に報告を受け、必要に応じて説明を求める。</p> <p>7. 監査役は、会計監査人との定期的会合等を通じて、内部統制システムの<u>整備</u>状況に関する会計監査人の意見等について把握し、必要に応じて報告を求める。</p> <p>(内部統制システムの不備への対応)</p> <p>第7条</p> <p>1. 監査役は、内部統制システムの監査において実施した<u>監査手続</u>の内容、発見した不備、助言又は勧告を要すると判断した論拠及び<u>結論</u>等について、監査役会に報告するものとする。</p> <p>2. 監査役会は、前項の各監査役からの報告を受けてその内容を検討し、代表取締役等又は取締役会に対して助言又は勧告すべき事項を審議する。</p> <p>(新設)</p>	<p>表現の見直しを行うもの。</p> <p>最終報告書における内部統制システムに関する監査役</p>
--	--	---

<p><u>構築運用の状況や不備に関する監査役の見解、判断の根拠、改善対応などについて説明のうえ、助言又は勧告を行う。</u></p> <p>4. 前項の<u>監査役会</u>の助言又は勧告にもかかわらず、代表取締役等又は取締役会が正当な理由なく適切に対応せず、かつその結果、各体制の<u>構築運用</u>の状況に重大な欠陥があると認められる場合には、監査役は、必要に応じ監査役会における審議を経て、監査報告においてその旨を指摘するものとする。</p> <p>5. 本条に定める監査役会における審議及び決定は、各監査役の権限の行使を妨げるものではない。</p> <p>第3章 法令等遵守体制・損失危険管理体制等の監査 (法令等遵守体制に関する監査)</p> <p>第8条</p> <p>1. 監査役は、法令等遵守体制について、以下に列挙する重大なリスクに対応しているか否かを監査上の重要な着眼点として、監視し検証する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 代表取締役等が主導又は関与して法令等違反行為が行われるリスク 二 法令等遵守の状況が代表取締役等において適時かつ適切に把握されていない結果、法令等違反行為が組織的に又は反復継続して行われるリスク 三 代表取締役等において把握された会社に著しい損害を及ぼすおそれのある法令等違反行為が、対外的に報告又は公表すべきにもかかわらず隠蔽されるリスク <p>2. 監査役は、法令等遵守体制が前項に定めるリスクに対応しているか否かについて、以下の事項を含む重要な統制上の要点を特定のうえ（ただし、以下に掲げる事項はあくまで例示であり、会社の事業内容、規模その他会社の特性に照らして過不足のない重要な要点に絞るものとする。以下、第13条までの各条第2項について同じ）、判断する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 代表取締役等が、会社経営において法令等遵守及びその実効的体制の<u>構築運用</u>が必要不可欠であることを認識しているか。 二 取締役会その他重要な会議等における意思決定及び個別の業務執行 	<p>3. 前項の助言又は勧告にもかかわらず、代表取締役等又は取締役会が正当な理由なく適切に対処せず、かつその結果、各体制の<u>整備</u>状況に重大な欠陥があると認められる場合には、監査役は、必要に応じ監査役会における審議を経て、監査報告においてその旨を指摘するものとする。</p> <p>4. 本条に定める監査役会における審議及び決定は、各監査役の権限の行使を妨げるものではない。</p> <p>第3章 法令等遵守体制・損失危険管理体制等の監査 (法令等遵守体制に関する監査)</p> <p>第8条</p> <p>1. 監査役は、法令等遵守体制について、以下に列挙する重大なリスクに対応しているか否かを監査上の重要な着眼点として、監視し検証する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 代表取締役等が主導又は関与して法令等違反行為が行われるリスク 二 法令等遵守の状況が代表取締役等において適時かつ適切に把握されていない結果、法令等違反行為が組織的に又は反復継続して行われるリスク 三 代表取締役等において把握された会社に著しい損害を及ぼすおそれのある法令等違反行為が、対外的に報告又は公表すべきにもかかわらず隠蔽されるリスク <p>2. 監査役は、法令等遵守体制が前項に定めるリスクに対応しているか否かについて、以下の事項を含む重要な統制上の要点を特定のうえ（ただし、以下に掲げる事項はあくまで例示であり、会社の事業内容、規模その他会社の特性に照らして過不足のない重要な要点に絞るものとする。以下、第13条までの各条第2項について同じ）、判断する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 代表取締役等が、会社経営において法令等遵守及びその実効的体制の<u>整備</u>が必要不可欠であることを認識しているか。 二 取締役会その他重要な会議等における意思決定及び個別の業務執行 	<p>監査のベストプラクティスに対応したものの。</p>
---	--	------------------------------

<p>において、法務部及び外部専門家に対して法令等遵守に関する事項を適時かつ適切に相談する体制など、法令等を遵守した意思決定及び業務執行がなされることを確保する体制が<u>構築運用</u>されているか。取締役会その他重要な会議等において、収益確保等を法令等遵守に優先させる意思決定が現に行われていないか。</p> <p>三 法令等遵守に係る基本方針及び行動基準等が定められ、事業活動等に関連した重要法令の内容が<u>社内</u>に周知徹底されているか。<u>反社会的勢力への適正な対応方針が社内</u>に周知徹底されているか。<u>会社の健全で持続的な成長のために不可欠な倫理基準、品質基準、安全基準等が社内</u>に周知徹底されているか。</p> <p>四 法令等遵守の状況を監視するモニタリング部門が存在し、会社の法令等遵守に係る問題点が発見され、改善措置がとられているか。法令等違反に関する処分規程が<u>構築運用</u>され、それに従った適切な措置がとられているか。</p> <p>五 法令等遵守体制の実効性に重要な影響を及ぼしうる事項について、取締役会及び監査役に対して定期的に報告が行われる体制が<u>構築運用</u>されているか。内部統制部門が疑念をもった取引・活動について内部監査部門等又は監査役に対して適時かつ適切に伝達される体制が<u>構築運用</u>されているか。内部通報システムなど法令等遵守に関する状況が業務執行ラインから独立して把握されるシステムが<u>構築運用</u>されているか。</p> <p>(損失危険管理体制に関する監査) 第9条 1. 監査役は、損失危険管理体制について、以下に列挙する重大なリスクに対応しているか否かを監査上の重要な着眼点として、監視し検証する。 一 損失の危険の適正な管理に必要な諸要因の事前の識別・分析・評価・対応に重大な漏れ・誤りがあった結果、会社に著しい損害が生じるリスク 二 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事業活動が正当な理由なく継続されるリスク</p>	<p>において、法務部及び外部専門家に対して法令等遵守に関する事項を適時かつ適切に相談する体制など、法令等を遵守した意思決定及び業務執行がなされることを確保する体制が<u>整備</u>されているか。取締役会その他重要な会議等において、収益確保等を法令等遵守に優先させる意思決定が現に行われていないか。</p> <p>三 法令等遵守に係る基本方針・行動基準等が定められ、事業活動等に関連した重要法令の内容が<u>役職員</u>に周知徹底されているか。</p> <p>四 法令等遵守の状況を監視するモニタリング部門が存在し、会社の法令等遵守に係る問題点が発見され、改善措置がとられているか。法令等違反に関する処分規程が<u>整備</u>され、それに従った適切な措置がとられているか。</p> <p>五 法令等遵守体制の実効性に重要な影響を及ぼしうる事項について、取締役会及び監査役に対して定期的に報告が行われる体制が<u>整備</u>されているか。内部統制部門が疑念をもった取引・活動について内部監査部門等又は監査役に対して適時かつ適切に伝達される体制が<u>整備</u>されているか。内部通報システムなど法令等遵守に関する状況が業務執行ラインから独立して把握されるシステムが<u>整備</u>されているか。</p> <p>(損失危険管理体制に関する監査) 第9条 1. 監査役は、損失危険管理体制について、以下に列挙する重大なリスクに対応しているか否かを監査上の重要な着眼点として、監視し検証する。 一 損失の危険の適正な管理に必要な諸要因の事前の識別・分析・評価・対応に重大な漏れ・誤りがあった結果、会社に著しい損害が生じるリスク 二 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事業活動が正当な理由なく継続されるリスク</p>	<p>反社会的勢力への対応方針と社内倫理規定等について規定したもの（前文Ⅱ．4参照）。</p>
--	--	---

<p>三 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事故その他の事象が現に発生した場合に、適切な対応体制が<u>構築運用</u>されていない結果、損害が拡大しあるいは事業が継続できなくなるリスク</p> <p>2. 監査役は、損失危険管理体制が前項に定めるリスクに対応しているか否かについて、以下の事項を含む重要な統制上の要点を特定のうえ、判断する。</p> <p>一 代表取締役等が、会社経営において損失危険管理及びその実効的体制の<u>構築運用</u>が必要不可欠であることを認識しているか。</p> <p>二 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事象への対応について、取締役会その他重要な会議等において、十分な情報を踏まえたリスク分析を経た議論がなされているか。</p> <p>三 代表取締役等が、会社の事業内容ごとに、信用・ブランドの毀損その他会社存続にかかわるリスクを認識しているか。当該リスクの発生可能性及びリスク発生時の損害の大きさに関する適正な評価が行われているか。他社における事故事例の把握、安全・環境に対する社会的価値観の変化、法的規制その他経営環境及びリスク要因の変化が認識され、それに対して適時かつ適切に対応する体制が<u>構築運用</u>されているか。</p> <p>四 当該事業年度において重点的に取り組むべきリスク対応計画を策定しているか。当該計画の実行状況が定期的にレビューされる仕組みが<u>構築運用</u>されているか。</p> <p>五 各種リスクに関する識別・分析・評価・対応のあり方を規定した管理規程が<u>構築運用</u>されているか。定められた規程及び職務分掌に従った業務が実施されているか。損失危険管理の状況を監視するモニタリング部門が存在し、会社の損失危険管理に係る問題点が発見され、改善措置が講じられているか。</p> <p>六 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事業活動の継続に関し、適時かつ適切な検討が行われているか。正当な理由なく放置されていないか。</p> <p>七 損失危険管理体制の実効性に重要な影響を及ぼしうる事項について、取締役会及び監査役に対して定期的に報告が行われる体制が<u>構築運用</u></p>	<p>三 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事故その他の事象が現に発生した場合に、適切な対応体制が<u>整備</u>されていない結果、損害が拡大しあるいは事業が継続できなくなるリスク</p> <p>2. 監査役は、損失危険管理体制が前項に定めるリスクに対応しているか否かについて、以下の事項を含む重要な統制上の要点を特定のうえ、判断する。</p> <p>一 代表取締役等が、会社経営において損失危険管理及びその実効的体制の<u>整備</u>が必要不可欠であることを認識しているか。</p> <p>二 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事象への対応について、取締役会その他重要な会議等において、十分な情報を踏まえたリスク分析を経た議論がなされているか。</p> <p>三 代表取締役等が、会社の事業内容ごとに、信用・ブランドの毀損その他会社存続にかかわるリスクを認識しているか。当該リスクの発生可能性及びリスク発生時の損害の大きさに関する適正な評価が行われているか。他社における事故事例の把握、安全・環境に対する社会的価値観の変化、法的規制その他経営環境及びリスク要因の変化が認識され、それに対して適時かつ適切に対応する体制が<u>整備</u>されているか。</p> <p>四 当該事業年度において重点的に取り組むべきリスク対応計画を策定しているか。当該計画の実行状況が定期的にレビューされる仕組みが<u>整備</u>されているか。</p> <p>五 各種リスクに関する識別・分析・評価・対応のあり方を規定した管理規程が<u>整備</u>されているか。定められた規程及び職務分掌に従った業務が実施されているか。損失危険管理の状況を監視するモニタリング部門が存在し、会社の損失危険管理に係る問題点が発見され、改善措置が講じられているか。</p> <p>六 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事業活動の継続に関し、適時かつ適切な検討が行われているか。正当な理由なく放置されていないか。</p> <p>七 損失危険管理体制の実効性に重要な影響を及ぼしうる事項について、取締役会及び監査役に対して定期的に報告が行われる体制が<u>整備</u>され</p>	
---	---	--

<p>されているか。内部通報システムなど損失危険管理に関する状況が業務執行ラインから独立して把握されるシステムが<u>構築運用</u>されているか。</p> <p>八 会社に著しい損害を及ぼす事態が現に生じた場合を想定し、損害を最小限にとどめるために、代表取締役等を構成員とする対策本部の設置、緊急時の連絡網その他の情報伝達体制、顧客・マスコミ・監督当局等への対応、業務の継続に関する方針等が予め定められているか。</p> <p>(情報保存管理体制に関する監査)</p> <p>第10条</p> <p>1. 監査役は、情報保存管理体制について、以下に列挙する重大なリスクに対応しているか否かを監査上の重要な着眼点として、監視し検証する。</p> <p>一 重要な契約書、議事録、法定帳票等、適正な業務執行を確保するために必要な文書その他の情報が適切に作成、保存又は管理されていない結果、会社に著しい損害が生じるリスク</p> <p>二 重要な営業秘密、ノウハウ、機密情報や、個人情報ほか法令上保存・管理が要請される情報などが漏洩する結果、会社に著しい損害が生じるリスク</p> <p>三 開示される重要な企業情報について、虚偽又は重大な欠落があるリスク</p> <p>2. 監査役は、情報保存管理体制が前項に定めるリスクに対応しているか否かについて、以下の事項を含む重要な統制上の要点を特定のうえ、判断する。</p> <p>一 代表取締役等が、会社経営において情報保存管理及びその実効的体制の<u>構築運用</u>が必要不可欠であることを認識しているか。</p> <p>二 情報の作成・保存・管理のあり方に関する規程等が制定され、かつ、当該規程を有効に実施するための社内体制が<u>構築運用</u>されているか。</p> <p>三 取締役会議事録その他法定の作成資料について、適正に内容が記録され保存される社内体制が<u>構築運用</u>されているか。</p> <p>四 保存・管理すべき文書及び情報の重要性の区分に応じて、適切なアクセス権限・保存期間の設定、セキュリティ・ポリシー、バック・アップ</p>	<p>されているか。内部通報システムなど損失危険管理に関する状況が業務執行ラインから独立して把握されるシステムが<u>整備</u>されているか。</p> <p>八 会社に著しい損害を及ぼす事態が現に生じた場合を想定し、損害を最小限にとどめるために、代表取締役等を構成員とする対策本部の設置、緊急時の連絡網その他の情報伝達体制、顧客・マスコミ・監督当局等への対応、業務の継続に関する方針等が予め定められているか。</p> <p>(情報保存管理体制に関する監査)</p> <p>第10条</p> <p>1. 監査役は、情報保存管理体制について、以下に列挙する重大なリスクに対応しているか否かを監査上の重要な着眼点として、監視し検証する。</p> <p>一 重要な契約書、議事録、法定帳票等、適正な業務執行を確保するために必要な文書その他の情報が適切に作成、保存又は管理されていない結果、会社に著しい損害が生じるリスク</p> <p>二 重要な営業秘密、ノウハウ、機密情報や、個人情報ほか法令上保存・管理が要請される情報などが漏洩する結果、会社に著しい損害が生じるリスク</p> <p>三 開示される重要な企業情報について、虚偽又は重大な欠落があるリスク</p> <p>2. 監査役は、情報保存管理体制が前項に定めるリスクに対応しているか否かについて、以下の事項を含む重要な統制上の要点を特定のうえ、判断する。</p> <p>一 代表取締役等が、会社経営において情報保存管理及びその実効的体制の<u>整備</u>が必要不可欠であることを認識しているか。</p> <p>二 情報の作成・保存・管理のあり方に関する規程等が制定され、かつ、当該規程を有効に実施するための社内体制が<u>整備</u>されているか。</p> <p>三 取締役会議事録その他法定の作成資料について、適正に内容が記録され保存される社内体制が<u>整備</u>されているか。</p> <p>四 保存・管理すべき文書及び情報の重要性の区分に応じて、適切なアクセス権限・保存期間の設定、セキュリティ・ポリシー、バック・アップ</p>	
---	---	--

ブなどの管理体制が構築運用されているか。

五 個人情報ほか法令上一定の管理が求められる情報について、社内に対して、当該法令で要求される管理方法の周知徹底が図られているか。

六 会社の重要な情報の適時開示、IR その他の開示を所管する部署が設置されているか。開示すべき情報が迅速かつ網羅的に収集され、法令等に従い適時に正確かつ十分に開示される体制が構築運用されているか。

七 情報保存管理に関して定められた規程及び職務分掌に従った管理がなされているか。情報保存管理の状況を監視するモニタリング部門が存在し、会社の情報保存管理に係る問題点が発見され、改善措置が講じられているか。

八 情報保存管理の実効性に重要な影響を及ぼしうる事項について、取締役会及び監査役に対して定期的に報告が行われる体制が構築運用されているか。内部通報システムなど情報保存管理に関する状況が業務執行ラインから独立して把握されるシステムが構築運用されているか。

(効率性確保体制に関する監査)

第 11 条

1. 監査役は、効率性確保体制について、以下に列举する重大なリスクに対応しているか否かを監査上の重要な着眼点として、監視し検証する。
 - 一 経営戦略の策定、経営資源の配分、組織の構築、業績管理体制の構築運用等が適正に行われない結果、過度の非効率性が生じ、その結果、会社に著しい損害が生じるリスク
 - 二 過度の効率性追求により会社の健全性が損なわれ、その結果、会社に著しい損害が生じるリスク
 - 三 代表取締役等が行う重要な業務の決定において、決定の前提となる事実認識に重要かつ不注意な誤りが生じ、その結果、会社に著しい損害が生じる決定が行われるリスク
2. 監査役は、効率性確保体制が前項に定めるリスクに対応しているか否かについて、以下の事項を含む重要な統制上の要点を特定のうえ、判断する。

ブなどの管理体制が整備されているか。

五 個人情報ほか法令上一定の管理が求められる情報について、役職員等に対して、当該法令で要求される管理方法の周知徹底が図られているか。

六 会社の重要な情報の適時開示、IR その他の開示を所管する部署が設置されているか。開示すべき情報が迅速かつ網羅的に収集され、法令等に従い適時に正確かつ十分に開示される体制が整備されているか。

七 情報保存管理に関して定められた規程及び職務分掌に従った管理がなされているか。情報保存管理の状況を監視するモニタリング部門が存在し、会社の情報保存管理に係る問題点が発見され、改善措置が講じられているか。

八 情報保存管理の実効性に重要な影響を及ぼしうる事項について、取締役会及び監査役に対して定期的に報告が行われる体制が整備されているか。内部通報システムなど情報保存管理に関する状況が業務執行ラインから独立して把握されるシステムが整備されているか。

(効率性確保体制に関する監査)

第 11 条

1. 監査役は、効率性確保体制について、以下に列举する重大なリスクに対応しているか否かを監査上の重要な着眼点として、監視し検証する。
 - 一 経営戦略の策定、経営資源の配分、組織の構築、業績管理体制の整備等が適正に行われない結果、過度の非効率性が生じ、その結果、会社に著しい損害が生じるリスク
 - 二 過度の効率性追求により会社の健全性が損なわれ、その結果、会社に著しい損害が生じるリスク
 - 三 代表取締役等が行う重要な業務の決定において、決定の前提となる事実認識に重要かつ不注意な誤りが生じ、その結果、会社に著しい損害が生じる決定が行われるリスク
2. 監査役は、効率性確保体制が前項に定めるリスクに対応しているか否かについて、以下の事項を含む重要な統制上の要点を特定のうえ、判断する。

- 一 代表取締役等が、会社の持続的な成長を確保する経営計画・事業目標の策定、効率性確保と健全性確保との適正なバランス等が、会社経営において重要であることを認識しているか。
- 二 経営計画の策定、経営資源の配分、組織の構築、管理体制のあり方、ITへの対応等が、適正に決定・実行・是正される仕組みが構築運用されているか。
- 三 会社の経営資源及び経営環境等に照らして達成困難な経営計画・事業目標等が設定され、その達成のため会社の健全性を損なう過度の効率性が追求されていないか。
- 四 代表取締役等が行う重要な意思決定及び個別の業務の決定において、経営判断原則に適合した決定がなされることを確保する体制が構築運用されているか。

(企業集団内部統制に関する監査)

第12条

1. 監査役は、企業集団内部統制について、以下に列挙する重大なリスクに対応しているか否かを監査上の重要な着眼点として、監視し検証する。
 - 一 重要な子会社において法令等遵守体制、損失危険管理体制、情報保存管理体制、効率性確保体制に不備がある結果、会社に著しい損害が生じるリスク
 - 二 重要な子会社における内部統制システムの構築運用の状況が会社において適時かつ適切に把握されていない結果、会社に著しい損害が生じるリスク
 - 三 子会社を利用して又は親会社から不当な圧力を受けて不適正な行為が行われ、その結果、会社に著しい損害が生じるリスク
2. 監査役は、企業集団内部統制が前項に定めるリスクに対応しているか否かについて、以下の事項を含む重要な統制上の要点を特定のうえ、判断する。
 - 一 代表取締役等が、会社経営において企業集団内部統制及びその実効的体制の構築運用が必要不可欠であることを認識しているか。

- 一 代表取締役等が、会社の持続的な成長を確保する経営計画・事業目標の策定、効率性確保と健全性確保との適正なバランス等が、会社経営において重要であることを認識しているか。
- 二 経営計画の策定、経営資源の配分、組織の構築、管理体制のあり方、ITへの対応等が、適正に決定・実行・是正される仕組みが整備されているか。
- 三 会社の経営資源及び経営環境等に照らして達成困難な経営計画・事業目標等が設定され、その達成のため会社の健全性を損なう過度の効率性が追求されていないか。
- 四 代表取締役等が行う重要な意思決定及び個別の業務の決定において、経営判断原則に適合した決定がなされることを確保する体制が整備されているか。

(企業集団内部統制に関する監査)

第12条

1. 監査役は、企業集団内部統制について、以下に列挙する重大なリスクに対応しているか否かを監査上の重要な着眼点として、監視し検証する。
 - 一 重要な子会社において法令等遵守体制、損失危険管理体制、情報保存管理体制、効率性確保体制に不備がある結果、会社に著しい損害が生じるリスク
 - 二 重要な子会社における内部統制システムの整備状況が会社において適時かつ適切に把握されていない結果、会社に著しい損害が生じるリスク
 - 三 子会社を利用して又は親会社から不当な圧力を受けて不適正な行為が行われ、その結果、会社に著しい損害が生じるリスク
2. 監査役は、企業集団内部統制が前項に定めるリスクに対応しているか否かについて、以下の事項を含む重要な統制上の要点を特定のうえ、判断する。
 - 一 代表取締役等が、会社経営において企業集団内部統制及びその実効的体制の整備が必要不可欠であることを認識しているか。

<p>二 企業集団全体で共有すべき経営理念、行動基準、対処すべき課題が周知徹底され、それに沿った法令等遵守、損失危険管理及び情報保存管理等に関する基準が定められ、その遵守に向けた適切な啓蒙活動とモニタリングが実施されているか。</p> <p>三 企業集団において重要な位置を占める子会社、内部統制リスクが大きい子会社、重要な海外子会社などが、企業集団内部統制の管理・モニタリングの対象から除外されていないか。</p> <p>四 子会社の内部統制システムの<u>構築運用</u>の状況を定期的に把握しモニタリングする統括本部等が会社に設置され、子会社の内部統制システムに係る重要な課題につき問題点が発見され、適切な改善措置が講じられているか。子会社において法令等違反行為その他著しい損害が生じる事態が発生した場合に、会社が適時かつ適切にその状況を把握できる情報伝達体制が<u>構築運用</u>されているか。<u>グループ内部通報システムなど子会社に関する状況が会社において把握されるシステムが構築運用されているか。</u></p> <p>五 子会社に監査役が置かれている場合、当該監査役が、第8条から本条に定めるところに従い、当該子会社の内部統制システムについて適正に監査を行い、会社の統括本部等及び会社の監査役との間で意思疎通及び情報の交換を適時かつ適切に行っているか。子会社に監査役が置かれていない場合、監査機能を補完する適正な体制が子会社又は企業集団全体で別途<u>構築運用</u>されているか。</p> <p>六 企業集団内で共通化すべき情報処理等が適正にシステム化されているか。</p> <p>七 子会社に対して達成困難な事業目標や経営計画を設定し、その達成のため当該子会社又は企業集団全体の健全性を損なう過度の効率性が追求されていないか。</p> <p>八 子会社を利用した不適正な行為に関して、会社がその状況を適時に把握し、適切な改善措置を講じる体制が<u>構築運用</u>されているか。</p> <p>九 会社に親会社がある場合、少数株主の利益を犠牲にして親会社の利益を不当に図る行為を防止する体制が<u>構築運用</u>されているか。</p>	<p>二 企業集団全体で共有すべき経営理念、行動基準、対処すべき課題が周知徹底され、それに沿った法令等遵守、損失危険管理及び情報保存管理等に関する基準が定められ、その遵守に向けた適切な啓蒙活動とモニタリングが実施されているか。</p> <p>三 企業集団において重要な位置を占める子会社、内部統制リスクが大きい子会社、重要な海外子会社などが、企業集団内部統制の管理・モニタリングの対象から除外されていないか。</p> <p>四 子会社の内部統制システムの<u>整備</u>状況を定期的に把握しモニタリングする統括本部等が会社に設置され、子会社の内部統制システムに係る重要な課題につき問題点が発見され、適切な改善措置が講じられているか。子会社において法令等違反行為その他著しい損害が生じる事態が発生した場合に、会社が適時かつ適切にその状況を把握できる情報伝達体制が<u>整備</u>されているか。</p> <p>五 子会社に監査役が置かれている場合、当該監査役が、第8条から本条に定めるところに従い、当該子会社の内部統制システムについて適正に監査を行い、会社の統括本部等及び会社の監査役との間で意思疎通及び情報の交換を適時かつ適切に行っているか。子会社に監査役が置かれていない場合、監査機能を補完する適正な体制が子会社又は企業集団全体で別途<u>整備</u>されているか。</p> <p>六 企業集団内で共通化すべき情報処理等が適正にシステム化されているか。</p> <p>七 子会社に対して達成困難な事業目標や経営計画を設定し、その達成のため当該子会社又は企業集団全体の健全性を損なう過度の効率性が追求されていないか。</p> <p>八 子会社を利用した不適正な行為に関して、会社がその状況を適時に把握し、適切な改善措置を講じる体制が<u>整備</u>されているか。</p> <p>九 会社に親会社がある場合、少数株主の利益を犠牲にして親会社の利益を不当に図る行為を防止する体制が<u>整備</u>されているか。</p>	<p>グループ内部通報システムについて規定したもの(前文II.5参照)。</p>
---	--	--

<p>第4章 財務報告内部統制の監査 (財務報告内部統制に関する監査)</p> <p>第13条</p> <p>1. 監査役は、財務報告内部統制について、以下に列挙する重大なリスクに対応しているか否かを監査上の重要な着眼点として、監視し検証する。</p> <p>一 <u>代表取締役及び財務担当取締役(以下本条において「財務担当取締役等」という)が主導又は関与して不適正な財務報告が行われるリスク</u></p> <p>二 会社の経営成績や財務状況に重要な影響を及ぼす財務情報が財務担当取締役等において適時かつ適切に把握されていない結果、不適正な財務報告が組織的に又は反復継続して行われるリスク</p> <p>三 会計監査人が関与又は看過して不適正な財務報告が行われるリスク</p> <p>2. 監査役は、財務報告内部統制が前項に定めるリスクに対応しているか否かについて、以下の事項を含む重要な統制上の要点を特定のうえ、判断する。</p> <p>一 <u>財務担当取締役等が、会社経営において財務報告の信頼性の確保及びそのための実効的体制の構築運用が必要不可欠であることを認識しているか。また、財務報告における虚偽記載が適時かつ適切に発見・予防されないリスクの重大性を理解したうえで、財務報告内部統制の構築運用及び評価のための基本計画を定めているか。</u></p> <p>二 財務報告を所管する部署に会計・財務に関する十分な専門性を有する者が配置されているか。<u>また、専門性を有する者を育成する中長期的取り組みが行われているか。</u></p> <p>三 <u>財務担当取締役等が、財務報告の信頼性確保のために、以下の重要な事項について適切に判断・対応できる体制を構築運用しているか。</u>(ただし、以下は例示であり、会社の事業内容、規模その他会社の特性に照らして過不足のない重要な点に絞るものとする)</p> <p>イ <u>会計処理の適正性と妥当性(売上・売掛金の計上時期と実在性、棚卸資産の実在性、各種引当金計上の妥当性、税効果会計の妥当性、減損会計の妥当性、その他重要な会計処理)</u></p>	<p>第4章 財務報告内部統制の監査 (財務報告内部統制に関する監査)</p> <p>第13条</p> <p>1. 監査役は、財務報告内部統制について、以下に列挙する重大なリスクに対応しているか否かを監査上の重要な着眼点として、監視し検証する。</p> <p>一 財務担当取締役が主導又は関与して不適正な財務報告が行われるリスク</p> <p>二 会社の経営成績や財務状況に重要な影響を及ぼす財務情報が財務担当取締役において適時かつ適切に把握されていない結果、不適正な財務報告が組織的に又は反復継続して行われるリスク</p> <p>三 会計監査人が関与又は看過して不適正な財務報告が行われるリスク</p> <p>2. 監査役は、財務報告内部統制が前項に定めるリスクに対応しているか否かについて、以下の事項を含む重要な統制上の要点を特定のうえ、判断する。</p> <p>一 <u>財務担当取締役が、会社経営において財務報告の信頼性及びその実効的体制の整備が必要不可欠であることを認識しているか。財務報告における虚偽記載が適時かつ適切に発見・予防されないリスクの重大性を理解しているか。</u></p> <p>二 財務報告を所管する部署に会計・財務に関する十分な専門性を有する者が配置されているか。</p> <p>三 <u>日常的な監査活動を通じて監査役が把握・確認している事項に照らして、以下の点(ただし、以下は例示であり、会社の事業内容等の特性に照らして過不足のない点に絞るものとする)について財務担当取締役が適切に判断・対応し、かつ、会計監査人が適正に監査を行う体制が整備されているか。</u></p> <p>イ <u>売上・原価の実在性と期間配分の適切性、棚卸資産の実在性、各種引当金計上の妥当性、税効果会計の妥当性、減損会計の妥当性、ヘッジ会計の妥当性、オフバランス事項その他重要な会計処理の適正性</u></p>	<p>本条の改定の趣旨については、前文Ⅱ.3参照。</p> <p>財務報告を所管する取締役だけでなく、代表取締役が主導または関与するリスクも大きいのでその旨を明らかにしたものを。</p> <p>単に理解しているだけでは不十分であり、基本計画を定めることが重要なので追加したもの。</p> <p>監査役が日常監査を通じてこれらの点を把握・確認することは無理なので、実際的な統制に改めたもの。</p> <p>旧イは簡素化のため一部削除した。一方、不正リスクが高い売掛金を追加した。</p>
---	--	--

<p>ロ 重要な会計方針の変更の妥当性</p> <p>ハ 会計基準や制度の改正等への対応</p> <p>ニ 資本取引、損益取引における重要な契約の妥当性</p> <p>ホ 重要な資産の取得・処分等の妥当性</p> <p>ヘ 資金運用の妥当性（デリバティブ取引等を含む）</p> <p>ト 連結の範囲及び持分法適用会社の範囲の妥当性</p> <p>チ 連結決算に重要な影響を及ぼす<u>子会社及び関連会社</u>に関する、上記の各事項の適正な会計処理</p> <p>リ <u>継続企業の前提及び後発事象の把握と重要性判定の妥当性</u></p> <p>四 開示すべき財務情報が迅速かつ網羅的に収集され、法令等に従い適時に正確かつ十分に開示される体制が<u>構築運用</u>されているか。</p> <p>五 <u>会計監査人が適正に監査を行う体制が整備されているか。会計監査人の会社からの独立性が疑われる特段の関係が形成されていないか。</u></p> <p>六 会社の経営成績や財務状況に重要な影響を及ぼす可能性が高いと認められる事項について、財務担当取締役等と会計監査人との間で適切に情報が共有されているか。</p> <p>3. <u>会社の財務報告内部統制が、金融商品取引法第 24 条の 4 の 4 第 1 項に定める財務報告内部統制の評価報告（以下「内部統制報告」という）の対象となっている場合、監査役は、以下の方法により前項の判断を行う。</u></p> <p>一 <u>財務報告内部統制の評価に関する以下の事項（ただし、以下に掲げる事項はあくまで例示であり、会社の事業内容、規模その他会社の特性に照らして過不足のない重要な事項に絞るものとする）について、財務担当取締役等及び内部統制部門から報告を受ける。必要があれば証跡の閲覧及び運用テスト等への立会い等を通じて、実際の状況を確認する。</u></p>	<p>ロ 重要な会計方針の変更の妥当性</p> <p>ハ 資本取引、損益取引における重要な契約の妥当性</p> <p>ニ 重要な資産の取得・処分等の妥当性</p> <p>ホ 資金運用の妥当性（デリバティブ取引等を含む）</p> <p><u>ヘ 財務報告に重要な影響を及ぼす IT 全般統制・情報システムの整備状況</u></p> <p>ト 会計基準や制度の改正等への対応</p> <p>チ 剰余金処分に関する方針の妥当性</p> <p>リ 連結の範囲及び持分法適用会社の範囲の妥当性</p> <p>ヌ 連結決算に重要な影響を及ぼす<u>企業集団内の会社</u>に関する、上記の各事項の適正な会計処理</p> <p>（新設）</p> <p>四 開示すべき財務情報が迅速かつ網羅的に収集され、法令等に従い適時に正確かつ十分に開示される体制が<u>整備</u>されているか。</p> <p>（新設）</p> <p>五 会社の経営成績や財務状況に重要な影響を及ぼす可能性が高いと認められる事項について、財務担当取締役と会計監査人との間で適切に情報が共有されているか。<u>会計監査人の会社からの独立性が疑われる特段の関係が形成されていないか。その他会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制が整備されているか。</u></p> <p>（新設）</p>	<p>会計基準に関する旧トを新ハに移し、会計方針に関するロと並列させた。</p> <p>旧ヘは、会計処理などに関係する他の項目と異なり、基盤に係わる項目なので、新3項に移した。</p> <p>旧チは、経営判断の問題なので、削除した。</p> <p>新チは表現を見直したもの。</p> <p>新リは、財務報告内部統制の目的ではないが、財務報告の信頼性確保の点で重要なので追加したもの。</p> <p>新五号は、会計監査人が関与または看過するリスク(第1項3号)に対応するものを集約したもの。</p>
---	---	--

<p><u>イ 財務報告内部統制の構築運用及び評価のための基本計画と体制の状況</u></p> <p><u>ロ 財務報告リスク及び情報開示リスクの特定の妥当性（前項第3号に列挙される重要な事項に関するリスクについて適切に判断及び対応できる体制の状況を含む）</u></p> <p><u>ハ 評価範囲の妥当性（重要な事業と拠点の特定を含む）</u></p> <p><u>ニ 重要な業務プロセスの特定と選定の妥当性</u></p> <p><u>ホ チェックリスト等を利用した全社レベルの内部統制の構築運用の評価状況</u></p> <p><u>ヘ 重要な業務プロセスの構築運用の評価状況</u></p> <p><u>ト 連結グループの決算及び財務報告プロセスの構築運用の評価状況</u></p> <p><u>チ IT全般統制及び業務処理統制の構築運用の評価状況</u></p> <p><u>リ 不備の検出、改善及び是正のプロセスの妥当性</u></p> <p><u>ヌ 内部統制報告の作成プロセスと内容の妥当性</u></p> <p><u>ル 過剰な文書化及び証跡化の有無、重複したコントロールの有無、その他会社の事業内容、規模その他会社の特性に照らして過剰な対応の有無</u></p> <p><u>二 金融商品取引法第193条の2第2項の規定に従い内部統制報告について監査証明を行う者（以下「財務報告内部統制監査人」という）から、財務報告内部統制における重大なリスクへの対応状況その他財務報告内部統制の実効性に重要な影響を及ぼすおそれがあると認められる事項について、前号の財務報告内部統制の評価に関する主要な点に留意して、適時かつ適切に監査役又は監査役会において報告を受ける。</u></p> <p><u>三 監査役がその監査職務の過程で知り得た情報で、財務報告内部統制の実効性に重要な影響を及ぼすと認められる事項について、財務担当取締役等及び財務報告内部統制監査人との情報の共有に努める。</u></p> <p><u>四 財務担当取締役等と財務報告内部統制監査人との間で、財務報告内部統制の評価範囲、評価方法、有効性評価等についての意見（会社の事業内容、規模その他会社の特性に照らして過不足のない重要な事項の範囲についての意見を含む）が異なった場合には、財務担当取締役等及び財</u></p>	<p><u>3. 監査役は、会計監査人に対し、財務報告内部統制における第1項に定める重大なリスクへの対応状況その他財務報告内部統制の実効性に重要な影響を及ぼすおそれがあると認められる事項について、適時かつ適切に監査役又は監査役会に報告するよう要請し、情報の共有に努める。</u></p> <p>（新設）</p> <p><u>4. 監査役は、財務担当取締役と会計監査人との間で、監査の方法又は会計処理等について意見が異なった場合には、財務担当取締役及び会計監査人に対し、適時に監査役又は監査役会に報告するよう要請する。</u></p>	<p>新ルは、財務報告内部統制制度について現在課題となっている効率性について追加したもの。</p> <p>新二号は、会計監査人との関係の一環として、財務報告内部統制制度の監査状況について報告を受ける旨を明らかにし、かつ、報告を受ける項目についても明確にしたもの。</p> <p>新四号は、財務報告内部統制に関するものについて意見が異なった場合にしないと意味がないので改めたもの。</p>
--	--	---

<p><u>務報告内部統制監査人に対し、適時に監査役又は監査役会に報告するよう求める。</u></p> <p><u>五 財務報告内部統制の評価に係る主要段階において、財務担当取締役等に対して、取締役会等に以下の事項の報告をするよう求める。</u></p> <p><u>イ 財務担当取締役等による財務報告内部統制の評価の状況</u></p> <p><u>ロ 財務報告内部統制監査人の監査の状況</u></p> <p><u>六 内部統制システムについて会社法に定める監査報告を作成する時点において、財務報告内部統制監査人から、財務報告内部統制の監査結果について、書面による報告を受ける。口頭による報告を受ける場合、その内容を監査役会議事録に残すことが望ましい。財務報告内部統制について重要な欠陥（財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令第2条第10号に定義される重要な欠陥をいう。以下本条において同じ）が存在する旨の指摘があった場合には、財務担当取締役等と財務報告内部統制監査人の双方から説明を求め、当該欠陥の内容とその重大性、既に実施した改善策と今後の改善方針、計算関係書類及びその会計監査結果に及ぼす影響などについて確認の上、当該欠陥に関する事業報告の記載内容について検証するとともに、本条第4項の規定に従い監査報告の内容を検討する。</u></p> <p><u>4. 監査役は、本条に定める監査の方法その他会社法に定める監査活動を通じて、財務報告内部統制が第1項に定める重大なリスクに対応していないと判断した場合には、必要に応じ監査役会における審議を経て、その旨を財務担当取締役等に対して適時かつ適切に指摘し必要な改善を求めるとともに、第7条第4項の規定に従い、内部統制システム監査について監査報告に記載すべき事項（重大な欠陥に該当するか否かを含む）を検討する。また、会計監査人に対して必要な情報を提供し、会計監査上の取扱いにつき意見交換を行う。会計監査人が当該情報の内容を十分考慮せず会計監査を行っていないと認める場合には、監査役は、会計監査人の監査の方法又は結果の相当性について監査報告に記載すべき事項を検討する。</u></p> <p><u>5. 監査役監査報告作成後に、当該監査報告に係る事業年度の財務報告内部統制について重要な欠陥の存在が判明した場合、監査役は、財務担当取締</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>5. 監査役は、本条に定める監査の方法その他会社法に定める監査活動を通じて、財務報告内部統制が第1項に定める重大なリスクに対応していないと判断した場合には、必要に応じ監査役会における審議を経て、その旨を財務担当取締役に対して適時かつ適切に指摘し必要な改善を求めるとともに、会計監査人に対して必要な情報を提供する。会計監査人が当該情報の内容につき適正に会計監査を行っていないと認める場合には、監査役は、会計監査人の監査の方法又は結果が相当でないと認める旨及びその理由を監査報告において記載する。</p> <p>(新設)</p>	<p>新五号は、監査役が業務監査の一環として、取締役の財務報告内部統制の構築運用に関する職務執行を監視・監督していることを明確にするために設けたもの。</p> <p>新六号は、所謂「期ずれ問題」への対応のためのベストプラクティスを反映したものの。</p> <p>新5項は、実際に「期ずれ問題」が発生した場合、その対応のためのベストプラクティスを反映したものの。</p>
---	---	--

役等及び財務報告内部統制監査人の双方から意見を聴取し、その内容や改善策などについて確認するとともに、必要に応じて当該事業年度に係る定時株主総会において監査役監査報告との関係等について説明を行う。

第5章 監査役監査の実効性確保体制の監査
(以降略)

第5章 監査役監査の実効性確保体制の監査
(以降略)

以上